

1 基本的な考え方

- ① 濃度基準値は、有害性に関する文献に基づき決定する。
- ② 濃度基準値の検討に当たっては、次の2点を考慮する。
 - ・ 測定方法が定められていること。
 - ・ 有効な呼吸用保護具があること。（測定方法又は有効な呼吸用保護具がない場合は、適当なものが確立するまでの間、濃度基準値は設定しない。）
- ③ 濃度基準値は、初期調査と詳細調査の2段階で検討する。初期調査の情報では濃度基準値を決定できない場合には、詳細調査を行い、その情報に基づき決定する。

2 調査結果の評価

【初期調査】

- ① 根拠論文の信頼性が高く、その根拠論文による数値が諸機関の職業性ばく露限界値（OEL）と矛盾しない場合などは、原則、無毒性量（NOAEL）に不確実係数（UF）又は不確実係数積（UFs）を考慮の上、濃度基準値を決定する。
- ② 次のような場合には、詳細調査に移行する。
 - ・ 複数の根拠論文の結論に矛盾があるなど、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合
 - ・ 諸機関のOELに大きなばらつきがあり、根拠論文の信頼性の比較等の評価が必要な場合

【詳細調査】

- 根拠論文の疫学調査手法、動物実験の試験条件等から、信頼性を比較・評価し、信頼できる根拠論文に基づき、無毒性量（NOAEL）に不確実係数（UF）又は不確実係数積（UFs）を考慮の上、濃度基準値を決定する。

3 今年度の濃度基準値の検討スケジュール

- ① 濃度基準値について、各回最大40物質程度を対象に、全体像（初期調査で完了できる物質と詳細調査に移行する物質の内訳）を示しつつ、議論する。（第2～8回検討会）
- ② 測定方法について、各回最大50物質程度を対象に、測定・分析方法を議論する。（第3～8回検討会）
- ③ 第8回検討会では、今年度の積み残しを議論するとともに、全体像の取りまとめを行う。

濃度基準値の設定までの流れ

専門家検討会

(R7年度5/19・7/16・8/20・9/29・
10/20・11/13・1/9・1/30・2/16 (予備
日) (予定))

リスクアセスメント対象物

↓ OELがあるもの

濃度基準値の 設定対象物質の選定

濃度基準値の決定 (※)

(※) 測定法も含む。

濃度基準値告示案 (※)の策定

(※) 測定法は技術上の指針

パブリックコメント

濃度基準値告示の改正

(※) 測定法は技術上の指針

厚生労働省

厚生労働省の専門家検討会において濃度基準値対象物質を選定。その後労働安全衛生総合研究所における専門家会議で文献調査等を行い、濃度基準値の提案値を含めた報告書を作成。この提案値を踏まえ、厚生労働省の専門家検討会で検討し濃度基準値を決定する。

安衛研 専門家会議※

(R7年度:6/3・6/25・7/28・9/8・10/2・
10/27・12/15・1/14 (予定))

初期調査結果報告書の作成

文献の収集と文献レビューの作成

より詳細な検討が必要な場合

詳細調査結果報告書の作成

文献の追加収集と文献レビューの作成

報告書の作成

初期調査結果報告書の 評価

健康影響と
ばく露シナリオの確認

詳細調査結果報告 書の評価

健康影響の種類と
ばく露シナリオ等の確認

捕集・分析法の 審議

測定法WGを
R5より新設。
WGでは文献レ
ビュー等に基づく
捕集・分析方法
の評価を行う。

濃度基準値案及び捕集・分析法案の提案

※ 職場における化学物質管理における濃度基準値の検討に係る専門家会議

労働安全衛生総合研究所